

# 自治会・町内会等 法人化の手引

射水市市民活躍・文化課

# 目 次

1	自治会・町内会の法人化の趣旨	1
2	「地縁による団体」とは	1
3	申請できる団体	1
4	「地縁による団体」の法人化の要件	2
5	申請から認可までの流れ	3
6	認可申請に必要な書類	4
7	認可について	5
8	認可後の各種手続について	
	(1) 不動産登記	5
	(2) 認可地縁団体としての印鑑登録	6
	(3) 認可地縁団体に係る税関係について	7
9	告示事項・規約に変更があった場合の届出	
	(1) 告示事項に変更があった場合	8
	(2) 規約に変更があった場合	8
10	認可の取消しと解散	
	(1) 取消し	9
	(2) 解散	9
11	その他	
	(1) 認可地縁団体の義務	10
	(2) 認可地縁団体が所有する不動産に係る 登記の特例について	11

## 1 2 規約例及び様式集

### 【規約関係】

規約例（解説付）	16
----------	----

### 【認可関係】

認可申請書	25
構成員名簿（例）	26
代表者本人の承諾書	27
裁判所による代表者の職務執行停止等有無について	28

### 【印鑑登録関係】

認可地縁団体印鑑登録申請書	29
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	30

### 【証明書関係】

証明書交付請求書	31
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	32

### 【告示事項変更関係】

告示事項変更届出書	33
代表者本人の承諾書（変更の場合）	34

### 【規約変更関係】

規約変更認可申請書	35
-----------	----

### 【不動産登記の特例規定関係】

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	36
申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	37

## 1 自治会・町内会の法人化の趣旨

従来、自治会・町内会には法人格が認められていなかったため、土地や建物などの不動産を所有していても自治会・町内会名での登記ができず様々な問題が生じていましたが、平成3年度に地方自治法が改正（平成3年4月2日施行）され、一定の**手続により自治会・町内会が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。**

また、令和3年度の地方自治法の一部改正（令和3年1月26日施行）により、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになりました。

法人格を取得する目的としては、不動産又は不動産に関する権利等の保有のほか、継続した基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等が挙げられ、地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあります。

## 2 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域内に住所を有することのみを構成員の資格とした団体です。

したがって、自治会・町内会のように一定の区域に住所を有していれば誰でも構成員になれる団体は「地縁による団体」といえます。

## 3 申請できる団体

申請できる団体は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（自治会・町内会）です。

これに対し、青年団や婦人会のように、構成員となるために性別や年齢等の条件が必要な団体や活動目的がスポーツや芸術など限定的に特定されている団体などは「地縁による団体」とは考えられません。

また、「地縁による団体」が法人格を得る目的は、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあります。

従来は、認可の目的が不動産等の保有に限定されていたため、不動産等を保有していない団体は認可地縁団体として法人格を取得することができませんでしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、不動産等を保有していなくても申請できるようになりました。

## 4 「地縁による団体」の法人化の要件

市長が「地縁による団体」の法人化を認可するには以下の4つの要件が備わっている必要があります（地方自治法第260条の2第2項第1号～第4号）。

**（1）地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。**

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡、集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、スポーツ大会、レクリエーション活動などの一般的な自治会・町内会の活動です。また、「現にその活動を行なっていると認められる」については、前年度の活動実績の報告書（総会資料など）が必要となります。

**（2）地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。**

この区域については、町又は字及び地番又は住居表示による区域の表示や道路や河川等により区域を画するなど住民にとって客観的に明らかな区域と認識できることが必要となります。また、区域に飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となります。

**（3）地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。**

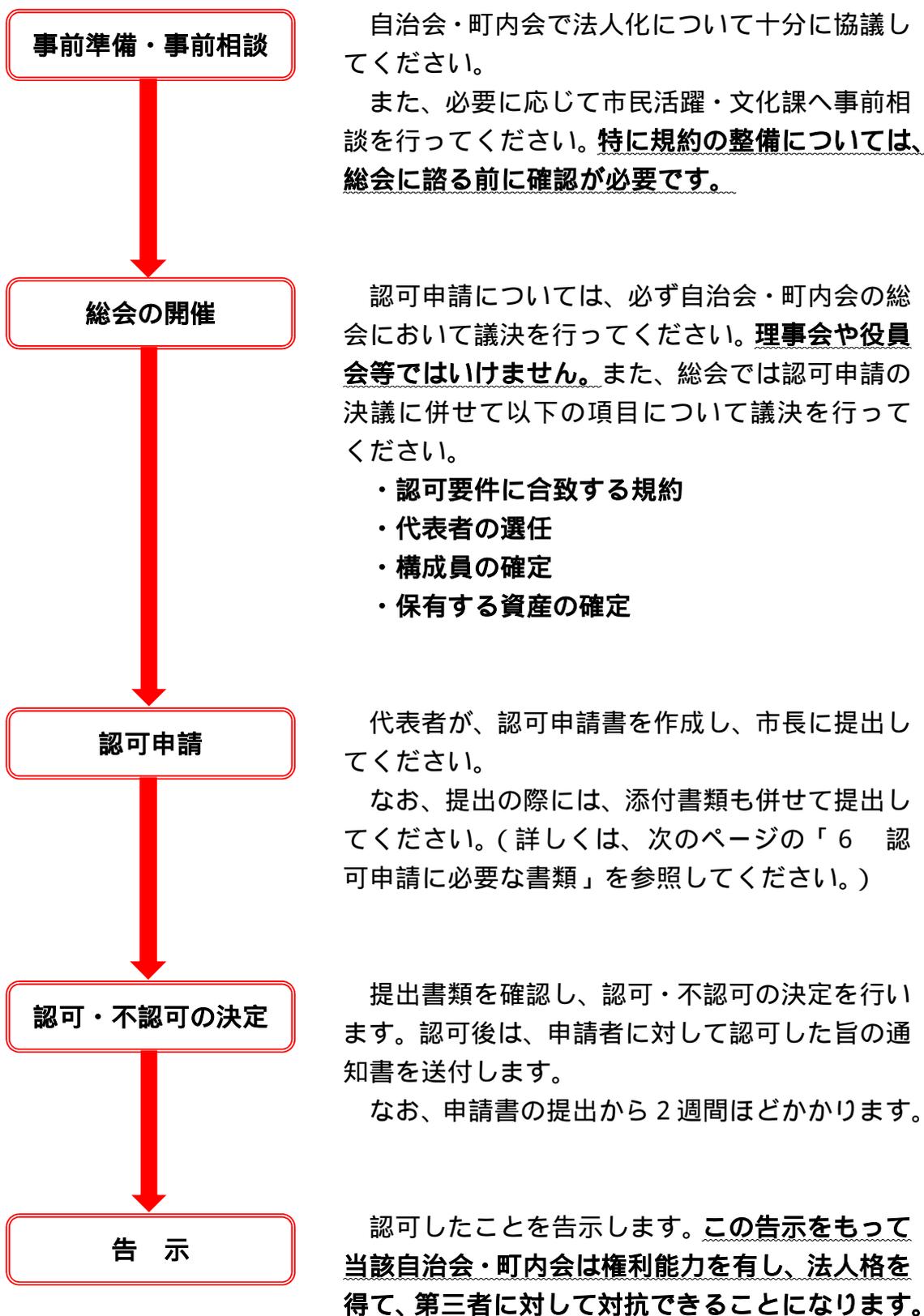
「区域に住所を有する全ての個人は、構成員になることができる」ことから、年齢、性別、国籍などの条件を付けることは認められません。また、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることも認められません。

**（4）規約を定めていること。**

この規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項について定められていることが必要となります。これ以外の事項が記載されていても構いません。なお、規約の名称は、特に制限がありません。

## 5 申請から認可までの流れ

自治会・町内会の法人化認可までのおおまかな流れは、次のとおりです。



## 6 認可申請に必要な書類

認可申請には、次の書類の提出が必要です。各種提出書類については、それぞれのページの様式をご確認ください。

	提出書類	注意事項
1	認可申請書 (25ページ 様式1)	申請日は、申請書を提出する日を記載してください。
2	規約 (16ページ 規約の例)	規約には、2ページの「(4)規約を定めること。」の要件の事項を定める必要があります。また、作成に当たっては、16ページの規約の例を参考にさせていただき、総会に諮る前に事前に市民活躍・文化課に確認してください。
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	総会の議事録の写しは、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものが必要となります。
4	構成員の名簿 (26ページ)	名簿の様式は、任意の様式でかまいませんが、構成員全員の氏名及び住所を記載したものである必要があります。
5	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	前年度の活動実績の報告書(総会資料など)で確認させていただきます。
6	申請者が代表者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会の議事録の写し(議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの)</li> <li>・代表者本人の承諾書(代表者の署名又は記名押印のあるもの)(27ページ)</li> </ul>
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所による代表者の職務執行の停止等の有無について(28ページ)</li> <li>・区域図(参考として)</li> </ul>

## 7 認可について

認可申請に必要な書類が提出された後、当該申請団体が認可の要件に該当していると認めるときは、市長の認可、告示が行われ、この認可、告示をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得、第三者に対して対抗できることとなります（法務局への法人登記については、必要ありません。）。

なお、告示事項については、次のとおりです（地方自治法施行規則第19条第1項第1号）。

名称
規約に定める目的
区域
主たる事務所
代表者の氏名及び住所
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 （職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
代理人の有無 （代理人がある場合には、その氏名及び住所）
規約に解散の事由を定めたときは、その事由
認可年月日

解散した場合（破産した場合を除く）及び精算終了の場合にも所要の事項を告示します（地方自治法施行規則第19条第3号及び第4号）。

## 8 認可後の各種手続について

認可後は、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取扱いがなされることとなります。主なものは次のとおりです。

### （1）不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。手続の詳細事項については、法務局にお問い合わせください。

なお、登記の際に認可地縁団体の証明書が必要な場合は、証明書交付請求書（31ページ 様式4）により、市民活躍・文化課まで請求してください。

### 【法務局へのお問合わせ先】

富山地方法務局高岡支局：高岡市中川一丁目5番22号

0766-22-2327（代表）

## (2) 認可地縁団体としての印鑑登録

認可地縁団体の印鑑の登録ができます。

### 登録資格

登録資格を有する者は、認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときは代表者に代わり以下の方です。

- ア 地方自治法施行規則第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- イ 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- ウ 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- エ 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する精算人

### 登録申請

印鑑登録をされる場合は、次のものを持参し、手続を行ってください。

なお、登録申請は本人自ら手続を行っていただきますが、代理人による場合は、委任の旨を証する書面（委任状）が必要です。

	提出書類	注意事項
1	認可地縁団体印登録申請書 (29ページ 様式1)	登録できる認可地縁団体の印鑑は、1個に限ります。
2	印鑑登録されている代表者の個人印	申請書の氏名の欄に、本市において登録されている個人の印鑑を押印していただきます。
3	2の印鑑登録証明書	本市において登録されている個人の印鑑であることの証明書を提出していただきます。
4	登録する団体の印鑑	次に掲げるものに該当する印鑑は、当該認可地縁団体の印鑑として登録できません。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</li><li>・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの</li><li>・ 印影を鮮明に表しにくいもの</li><li>・ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当ではないもの</li></ul>

認可地縁団体の印鑑の登録の証明書が必要な場合は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(32ページ 様式2)により、市民活躍・文化課まで請求してください(代理人による場合は、委任状が必要です)。

### 印鑑登録の抹消

次に掲げる場合には、認可地縁団体の印鑑の登録を抹消します。

- ア 登録した印鑑の亡失等により、印鑑登録の廃止申請があった場合(30ページ 様式2)
- イ 認可地縁団体の印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- ウ 認可地縁団体が解散した場合
- エ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により印鑑登録として適当でないと認められた場合

オ その他認可地縁団体の印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合  
 前ページのアからオまでに該当する場合は、その印鑑登録は抹消されますので、必要な場合は、新規で印鑑登録の申請が必要になります。

### (3) 認可地縁団体に係る税関係について

認可に伴い各関係機関に法人の設立届の提出が必要となります。また、以下の税金が課税されますが、減免措置がありますので、詳しくは関係機関にお問い合わせください。

なお、収益事業を行う場合は、減免措置はされません。

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割...課税(減免措置) 法人税割...非課税	均等割...課税 法人税割...課税
	固定資産税	固定資産の評価額で課税 (減免措置)	固定資産の評価額で課税
県税	法人県民税	均等割...課税(減免措置) 法人税割...非課税	均等割...課税 法人税割...課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	不動産を取得した時点の評価額で課税(減免措置)	不動産を取得した時点の評価額で課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

不動産等を、認可を受けた地縁による団体の所有名義とする際(無償譲渡)の譲渡所得については課税されません。

#### 【各税へのお問合わせ先】

市税関係(法人の設立届も含む。)

射水市役所課税課：射水市新開発410番地1

0766-51-6618(法人市民税)

0766-51-6619(固定資産税)

県税関係(法人の設立届も含む)

富山県総合県税事務所：富山市舟橋北町1-11(富山総合庁舎内)

076-444-4504

(法人県民税、法人事業税)

076-444-4629(不動産取得税)

国税関係(法人の設立届も含む)

金沢国税局高岡税務署：高岡市博労本町5番30号

0766-21-2501(自動音声案内です。)

## 9 告示事項・規約に変更があった場合の届出

告示事項に変更があった場合は、関係種類を添えて市長へ届出を行わなければいけません。この届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われますが、これが行われない限り、その変更については第三者に対抗はできません。

また、規約を変更した場合も、関係種類を添えて市長へ認可を申請し、認可を受ける必要があります。

### (1) 告示事項に変更があった場合

告示事項に変更があった場合の届出書類については、以下のとおりです。

	提出書類	注意事項
1	告示事項変更届出書 (33ページ 様式3)	申請日は、申請書を提出する日を記載してください。
2	告示事項に変更があった旨を証する書類 (総会資料及び総会議事録の写しなど)	総会の議事録の写しは、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものが必要となります。
3	代表者本人の承諾書 (34ページ)	(代表者の変更の場合のみ)

### (2) 規約の変更があった場合

規約に変更があった場合の届出書類については、以下のとおりです。

	提出書類	注意事項
1	規約変更認可申請書 (35ページ 様式2)	申請日は、申請書を提出する日を記載してください。
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類 (総会資料など)	総会資料など任意のもので構いません。
3	規約変更を総会で決議したことを証する書類 (総会議事録の写しなど)	総会の議事録の写しは、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものが必要となります。

なお、規約の変更に伴い、名称、目的、主たる事務所の所在地などの告示事項が変更となる場合は、上記の告示事項の変更の届出も併せて提出していただく必要があります。この場合、提出書類で重複するものは1部のみの提出で構いません。

## 10 認可の取消しと解散

### (1) 取消し

認可地縁団体が以下のいずれかに該当するときは、市長は認可を取り消すこととなります。

- 認可要件（2ページの「4 「地縁による団体」の法人化の要件」）のいずれかを欠くこととなったとき
- 不正な手段により認可を受けたとき

### (2) 解散

認可地縁団体は、以下のいずれかに該当した場合に解散します。ただし、解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続します。

- 規約で定めた解散事由の発生
- 破産手続開始の決定
- 認可の取消し
- 総会の決議（なお、規約に別段の定めがない場合は、構成員の4分の3以上の賛成が必要）
- 構成員が欠けたこと

なお、解散した場合は、市長に対して届出（市長による告示）及び清算に伴う債権申出の催告（官報による公告）手続が必要になります。

## 1 1 その他

### ( 1 ) 認可地縁団体の義務

認可地縁団体には法律で様々な規定が設けられています。ただし、認可後も従来からの自治会・町内会と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

#### **総会の開催（地方自治法第 2 6 0 条の 1 3）**

少なくとも毎年 1 回、総会を開催しなければいけません。また、総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従って行わなければいけません。

#### **財産目録の作成と備え置き（地方自治法第 2 6 0 条の 4 第 1 項）**

認可を受けるとき及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置かなければいけません。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のときに財産目録を作成する必要があります。

#### **構成員名簿の作成と備え置き（地方自治法第 2 6 0 条の 4 第 2 項）**

構成員名簿を備え置き、構成員に変更があるごとに必要な変更を加えなければいけません。

#### **その区域に住所を有する個人の加入拒否の原則的禁止（地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項）**

認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の一つのため、原則として加入を希望する者の加入を拒むことは認められません。

なお、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第 2 6 0 条の 2 第 2 項第 3 号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合は、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。ただし、実際の運用上は極めて例外的な場合に限られます。

#### **民主的運営・自主的活動の原則（地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 8 項）**

#### **構成員に対する不当な差別的取扱いの禁止（地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 8 項）**

#### **特定の政党のための利用の禁止（地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 9 項）**

認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、構成員各個人が特定政党や政治家を支持することまでも制限するものではありません。

## (2) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地縁団体として認可されると当該団体名で不動産登記を行えるようになりますが、登記の際に登記簿の登記名義人が多数存在しており、相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記に支障を来すことがあります。

そのため、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、登記の申請が行える特例規定が設けられました。

### 認可地縁団体が登記の特定の適用を受けるための要件

申請については、下記の4つの要件を全て満たしている必要があり、また、それを疎明するに足る資料の提出が必要となります（地方自治法第260条の46第1項第1号～第4号）。

#### ア 不動産を所有していること

当該地縁団体の構成員又はかつての構成員であった者が登記名義人となっている不動産を対象としており、申請時点において認可地縁団体が所有していることが要件です。

#### イ 不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

地縁による団体は、市長の認可を受けて認可地縁団体となりますが、認可により団体の同一性が失われるものではないと解されています。そのため、認可を受ける前の地縁による団体であった期間を含めて、この要件を満たしているかを検討することも可能と考えられます。

#### ウ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること

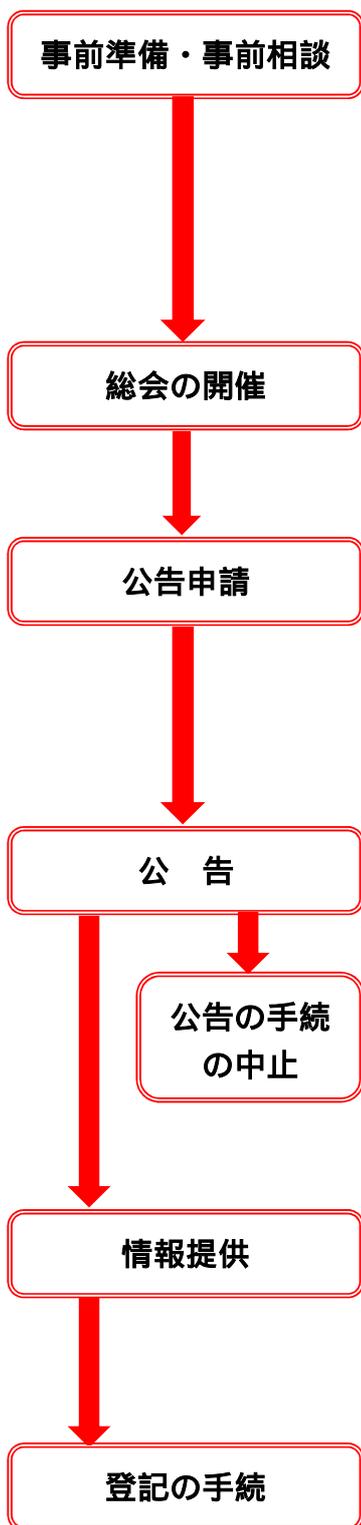
認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産については対象となりません。

#### エ 不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

「全部又は一部の所在が知れないこと」とは、少なくとも1人について所在が知れない場合には、この要件を満たすこととなりますが、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例により認可地縁団体が不動産の登記名義人になることについて事前に同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

## 不動産登記の特例の適用を受けるための公告申請手続の流れ

特例規定を適用し、登記までのおおまかな流れは、次のとおりです。



事前に市民活躍・文化課へ相談を行ってください。

また、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例により認可地縁団体が不動産の登記名義人になることについて事前に同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

公告の申請については、団体活動の重要な事項であると考えられるため、その都度総会の議決を得ることが必要となります。

代表者が、公告申請書を作成し、市長に提出してください。

なお、提出の際には、添付書類も併せて提出してください。（詳しくは、次のページの「公告申請に必要な書類」を参照してください。）

提出書類を確認し、当該申請を相当と認めるときは、3か月以上公告を行います。

### ・異議を述べるものが現われた場合

認可地縁団体に通知し、公告による手続は中止されます。ただし、認可地縁団体は、当該者との協議等を行うことは可能です。

### ・異議を述べるものが現われなかった場合

認可地縁団体に公告したこと及び登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報の提供を行います。

認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体を登記名義人とする登記が可能となります。

## 公告申請に必要な書類

公告申請には、次の書類の提出が必要です。各種提出書類については、それぞれのページの様式をご確認ください。

	提出書類	注意事項
1	公告申請書 (36ページ 様式5)	申請日は、申請書を提出する日を記載してください。 「認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地」「代表者の氏名及び住所」は地縁団体台帳と、「申請不動産に関する事項」は申請書に添付する登記事項証明書と同じ内容を記載してください。
2	申請不動産の登記事項証明書	法務局において請求していただく必要があります。詳細事項については、法務局にお問い合わせください。
3	申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	申請のために総会の議決を経ているか確認する必要があります。 なお、令和3年度の地方自治法改正前の規定により認可を受けた団体は、改正前の地方自治法施行規則に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができます。
4	申請者が代表者であることを証する書類	認可申請時に提出したものと同様の書類で結構です。ただし、認可申請時から代表者の変更があった場合は告示事項の変更を届け出た際に提出した書類となります。
5	地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料  の要件のア及びイ	具体的には以下の資料を提出してください。 ・当該事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等 ・公共料金の支払領収書 ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ・旧土地台帳の写し ・固定資産税の納税証明書 ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書 など なお、これらの資料の入手が困難な場合は、以下の資料を提出してください。 ・資料の入手が困難であった理由を記載した書面 ・不動産の隣地の所有権の登記名義人や不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 ・不動産の占有を証する写真 など

5	の要件のウ	<p>具体的には以下の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可地縁団体の構成員名簿</li> <li>・市が保有する地縁団体台帳</li> <li>・申請不動産が墓地である場合は、墓地の使用者名簿 など</li> </ul> <p>なお、これらの資料の入手が困難な場合は、以下の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の入手が困難であった理由を記載した書面</li> <li>・不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面 など</li> </ul>
	の要件のエ	<p>具体的には以下の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面</li> <li>・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面</li> <li>・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 など</li> </ul>

### 公告申請後の手続

申請書類を確認し、不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていると判断した場合は、申請を行った認可地縁団体がその不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて意義のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨の公告を3か月以上行います。

なお、公告事項については、以下のとおりです（地方自治法施行規則第22条の3第1項第1号～第4号）。

申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所  
申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項  
申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べる  
ことができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記  
名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明  
する者（以下「登記関係者等」という。）である旨  
異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

異議を述べることができる者は、当該不動産の所有権に関わりのある登記関係者等です。異議を述べようとするときは、異議申出書（37ページ）及び次の添付書類を提出してください。

登記関係者等の別	異議に必要な添付書類	
	登記関係者等である旨	申請書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	・登記事項証明書	・住民票の写し ・戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	・登記事項証明書 ・戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	・所有権を有することを疎明するに足りる資料	

#### ・異議を述べるものが現われた場合

登記関係者等が異議を述べた場合には、市長から認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知し、公告による手続は中止されます。通知を受け取った認可地縁団体は、当該者との協議等を行うことが可能です。

#### ・異議を述べるものが現われなかった場合

登記関係者等が異議を述べなかった場合には、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長から認可地縁団体に、公告をしたこと及び登記関係者が公告期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。これにより、認可地縁団体は所有権の保存の登記申請又は所有権の移転の登記申請を行うことができます。手続の詳細事項については、法務局にお問い合わせください。

## 1 2 規約例及び様式集

### 自治会規約（例）

#### 【解説】

規約の名称についての地方自治法上の制限はありません。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

美化・清掃等区域内の環境の整備

集会施設の維持管理

・・・

・・・

#### 【解説】

地縁団体の目的は、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

##### （名称）

第2条 本会は、自治会と称する。

#### 【解説】

地方自治法上、地縁団体の名称についての制限はありません。

##### （区域）

第3条 本会の区域は、射水市 町 丁目 番 号から 番 号までの区域とする。

#### 【解説】

地縁団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。

河川や道路等による区域の表示も、当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、富山県射水市 町 丁目 号に置く。

**【解説】**

事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的です。

規約の定め方としては、住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能と考えられます。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

**【解説】**

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

**【解説】**

会費は、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。

規約の改正は、第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

**【解説】**

入会申込書の様式は、役員会(第25条)や会の細則(第40条)で定めればよいものです。

入会申込書は会長に提出することとしていますが、会長の他に役員や班長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

入会に際し、制約を課することは認められません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

本人から 定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

**【解説】**

退会について、本人の意思に制約を加えることは認められません。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 人

その他の役員 人

監事 人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

本会の会計及び資産の状況を監査すること。

会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

**【解説】**

必ず代表者(会長)1人を選出する必要があり、また、1人又は複数人の監事を置くことが適当です。

会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当といえます。

役員を選任は、総会において行うことが適当であり、監事については、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上、避ける必要があります。

( 役員の任期等 )

第 1 2 条 役員の任期は、 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

**【解説】**

役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。

事務執行上支障が生じないように本条第 3 項の定めを置くことが望めます。

## 第 4 章 総会

( 総会の種別 )

第 1 3 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

( 総会の構成 )

第 1 4 条 総会は、会員をもって構成する。

( 総会の権能 )

第 1 5 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

**【解説】**

総会は、地縁団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したものの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできないものです。

総会で議決すべき重要事項として、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、資産の処分等があります。

( 総会の開催 )

第 1 6 条 通常総会は、毎年度決算終了後 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

会長が必要と認めるとき。

総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

第 1 1 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

**【解説】**

総会は、少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。

財産目録を年度終了後 3 か月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。

( 総会の招集 )

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 日前までに文書をもって通知しなければならない。

**【解説】**

総会の招集は、総会の日より少なくとも 5 日前までに通知する必要があります。

( 総会の議長 )

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

( 総会の定足数 )

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

( 総会の議決 )

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 会員の表決権 )

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

( 総会の書面表決等 )

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

**【解説】**

総会の定足数、議決に要する会員数については、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を含めます。

電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

( 総会の議事録 )

第 2 3 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

会員の現在数及び出席者数 ( 書面表決者及び表決委任者を含む。 )

開催目的、審議事項及び議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

**【解説】**

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を申請する場合に求められることから、議事録の作成について規約で定めます。

## 第 5 章 役員会

( 役員会の構成 )

第 2 4 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

( 役員会の機能 )

第 2 5 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 役員会の招集等 )

第 2 6 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 日前までに通知しなければならない。

( 役員会の議長 )

第 2 7 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

( 役員会の定足数等 )

第 2 8 条 役員会には、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 2 条及び第 2 3 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

**【解説】**

総会を度々召集することは極めて困難なため、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。

役員会は、監事を除く役員をもって構成するのが適当です。監事は役員会の構成員にはなれません ( 表決権等を有しません ) が、役員会に出席し、会務の適切な執行のために意見を述べることは可能と考えられます。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

別に定める財産目録記載の資産

会費

活動に伴う収入

資産から生ずる果実

その他の収入

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において 分の 以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

#### 【解説】

規約において資産に関する事項を定める必要があります。

会の活動上重要な資産の処分には、総会の議決を要することとする必要があるため、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

年度終了後、剰余金が発生したからといって、資産の処分として剰余金を分配することは認められません。

### (事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 【解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁団体にとって重要事項であり、総会の議決又は承認を得ることが必要です。

事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年 月 日に始まり、 月 日に終わる。

**【解説】**

会計年度の定め方に特に制限はありません。

**第7章 規約の変更及び解散**

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、射水市長の認可を受けなければ変更することができない。

**【解説】**

規約の変更は、総会の専権事項となっています。

「規約変更認可申請書」により市長の認可が必要です。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 分の 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

**【解説】**

地縁団体の目的に鑑み、営利法人等を帰属権利者とすることは適当ではありません。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当です。

**第8章 雑則**

(備付け帳簿及び種類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て が別に定める。

附 則

- 1 この規約は令和 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。

**【解説】**

規約は大まかなものなので、事務のやり方や個別の事業などについては、規約の下に細則を作って決めるのが分かりやすいといえます。

細則を定める場合は、その根拠となる条項を置きます。

細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。

( 様式 1 )

令和 年 月 日

射水市長

認可を受けようとする地縁による団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

( 別添書類 )

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類



## 代表者本人の承諾書

私は、地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の臨時（通常）総会の議決に従い、本件申請に関する自治会の代表者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

令和 年 月 日

## 裁判所による代表者の職務執行の停止等の有無について

地縁による団体の名称

\_\_\_\_\_  
代表者名  
\_\_\_\_\_

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 ( 有 ・ 無 )

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 ( 有 ・ 無 )

・ 有の場合 職務代行者の氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に 印をしてください。

3 代理人の有無 ( 有 ・ 無 )

・ 有の場合 代理人の氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に 印をしてください。

様式 1

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

射水市長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の事務所の所在地		富山県射水市		
	(資格) 氏名	( ) 印	生年月日	昭和 年 月 日	
	住所 富山県射水市				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。				
申請者	本人	住所	富山県射水市	
	代理人	氏名		

(注意事項)

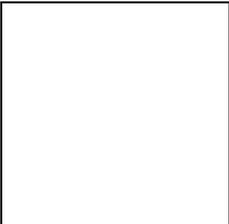
- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格( )欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

様式 4

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

令和 年 月 日

射水市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地		富山県射水市	
	(資格) 氏名	( ) 印	生年月日	昭和 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 富山県射水市

代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、当市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 資格( )欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

( 様式 4 )

令和 年 月 日

射水市長

住 所

氏 名

連絡先 ( Tel ) -

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の  
交付を受けたいので、請求します。

記

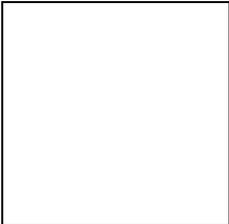
- 1 認可を受けた「地縁による団体」の名称 \_\_\_\_\_
- 2 事務所の所在地 射水市 \_\_\_\_\_
- 3 請求証明書の通数 \_\_\_\_\_ 通

様式 2

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

射水市長

登録されている 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地		富山県射水市	
	(資格) 氏名	( )	生年月日	昭和 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_枚を申請します。

申請者 本人 住所 富山県射水市

代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格( )欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

( 様式 3 )

令和 年 月 日

射水市長

地縁による団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

( 別添書類 )

- 1 変更があった事項及びその内容
  
- 2 変更の年月日
  
- 3 変更の理由

## 代表者本人の承諾書

私は、地方自治法第260条の2第11項に規定する地縁による団体の告示事項の変更届出にあたり、令和 年 月 日開催の定期総会の議決に従い本件届出に関する自治会の代表者となることを承諾しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

( 様式 2 )

令和 年 月 日

射水市長

地縁による団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

( 別添書類 )

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

射水市長

認可地縁団体の名称及び主たる  
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

( 別添書類 )

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

射水市長

異議を述べる者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を  
求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記  
をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

申請を行った認可地縁団体の名称

申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人の相続人

申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容

(別添書類)

申請不動産の登記事項証明書

住民票の写し

その他の市長が必要と認める書類( )

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協  
議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。



**【問い合わせ先】**

**射水市市民生活部市民活躍・文化課**

**住 所：射水市新開発 410 番地 1**

**T E L：0766-51-6622**

**F A X：0766-51-6654**

**e-mail：shiminbunka@city.imizu.lg.jp**